

回答書
医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業運営業務

番号	該当資料名	質問	回答
1	募集要項5 (2)書類の作成 及び提出	ア〜カ（エを除く）について各10部のご用意が必要とのことですがア 応募申請書（様式1）について押印は不要でしょうか。押印が必要な場合1部以外をコピーとしても問題ないでしょうか。	応募申請書（様式1）は押印不要です。
2		イ 提案者概要兼企画提案書（様式2）、ウ 仕様書5（1）⑦について（様式3）に記載する内容を、「カ 添付書類 会社概要等提案者の概要を説明する書類 その他提案内容を説明する参考書類（様式任意）」の中を含めパワーポイント等で（わかりやすい形で）提出してもよろしいでしょうか。	様式2、様式3に「別紙記載の通り」のように記載の上、任意様式で作成、提出してもかまいません。
3	委託仕様書 3 期間	契約期間が令和9年2月26日までとございますが、4(3)実施スケジュールでは令和8年12月末で一連の業務が終了するよう見受けられます。1月・2月に実施する業務を教えてください。	賃上げ支援事業の給付金は、申請内容と、申請者への支給後に提出される実績報告の内容と相違がある場合は、返還処理をする場合があります。1月、2月については、12月末までに完了しなかった返還処理を引き続き対応いただくことを想定しています。
4	委託仕様書 4 事業概要 (1)対象・施設数	賃上げの対象となる各種診療所と物価の対象となる各種診療所の数に差があるのはベースアップ評価料届け出の有無によるものとの理解で相違ありませんでしょうか。	その認識の通りです。
5		本業務の対象に「法人」ではなく、「個人」の方は含まれますでしょうか。また含まれる場合、おおよその数を教えてください。	法人だけでなく、個人も含まれます。おおよその数については、厚生労働省において実施している医療施設調査など、そちらでご確認をお願いします。
6	委託仕様書 4 事業概要 (3)実施スケジュール	賃上げ支援給付について、実績報告が8月1日締め切りである認識ですが、あくまで"提出日が8月1日まで"であり、審査での不備解消は8月以降も業務遂行可能なご認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り、提出日は8月1日ですが、今回の賃上げ支援給付は、多数の申請者が想定されることから、審査での不備解消は早めに解消できるよう、業務遂行にあたり、留意してください。
7	委託仕様書 5 業務の内容 (1)事務局の設置・運営 ⑥提供データ	貴県が提供するデータの項目は、医療機関コード、病床数、住所など申請受付や審査に必要な情報は網羅されていると考えてよろしいでしょうか。またエクセルなどにまとめたデータでしょうか？多用のフォームになるでしょうか？	エクセルやCSV形式が中心です。医療機関名、病床数、住所など、一定の情報はありますが、直近で住所変更した内容などは反映できていません。
8	委託仕様書 5 業務の内容 (2)問い合わせ・ 相談対応	コールセンターの番号については、受託者準備で種類（回線名義や回線キャリア、フリーダイヤルなど）に指定はないでしょうか。また、通話料については、事業費の中に含む認識で相違ないでしょうか。	コールセンターの番号は、受託者準備で、種類に指定はありません。また、通話料は事業費の中に含んでください。
9		通話録音の要否について教えてください。通話録音が必要な場合、保持期間の指定はございますでしょうか。	通話録音は必須ではありません。ただし、苦情等の対応で、必要に応じて録音することは構いません。なお、録音する場合は、事業終了し、県の事業検査が完了するまで保持してください。
10		三者間通話の要否について教えてください。対応言語は日本語のみでよろしいでしょうか。	三者間通話の必要性は、事業者の判断とします。また、基本的には日本語での対応を想定していますが、日本語に不慣れな方が問い合わせきた場合、適切な対応をお願いします。
11		FAXは不要でしょうか。	FAX不要です。電子申請が基本であり、電子申請できない場合は、メールまたは郵送の対応です。
12	委託仕様書 5 業務の内容 (3)事業の申請開始 及び 申請促進に係る周知	「宛名シール」とありますが封筒直接印字でもよろしいでしょうか？周知ビラ発送用の封筒は兵庫県指定のものをご用意いただき、その他の通知書類の発送については指定なしのご認識でよろしいでしょうか。	封筒直接印字でもかまいません。また、周知ビラ用の封筒は県が用意することを検討しますが、受託者と協議の上決定します。その他通知書類の発送については、指定ありません。
13		発送費用は事業社負担と記載がありますが、受託者が郵便局に持ち込み発送のご認識でよろしいでしょうか。	その認識の通りです。
14		周知チラシのデザインについては受託者側でご用意する認識で相違ありませんでしょうか。その場合、決まったフォーマットや指定など事前であればご教示ください。	周知チラシのデザインは、県で作成することを想定していますが、受託者との協議の上、決定します。
15	封入する書類の量につきまして何ページ分（両面？）等々の詳細をご教示ください。また、申請システムの利用案内も同封してよろしいでしょうか。書類の郵送は普通郵便でよいでしょうか。	周知チラシは、1～2枚程度を想定しています。申請システムの利用案内を同封してもかまいません。また、郵送は普通郵便でもかまいません。	

回答書
医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業運営業務

番号	該当資料名	質問	回答
16	委託仕様書 5 業務の内容 (4)申請の受付・審査等 ①申請書類の受付	「電子申請フォームからの申請が困難な医療機関等については、メール又は郵送による申請に対応すること。」に関して、メールまたは郵送での申請になる件数を貴県ではそれぞれの程度と想定されていますでしょうか。	申請件数のうち、9割以上は電子申請フォームによるもの、残り1割未満はメールまたは郵送によるものと想定しています。
17		「委託者が定める書類(申請書や振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し等)の受付を行うこと。」に関して、申請書に記載の振込先口座と口座確認書類などの証憑が一致していることの確認を行う認識で相違ないでしょうか。	振込不能等を避けることを目的としているため、その認識の通りです。
18		賃上げ支援事業と物価高支援事業にて、重複する対象医療機関が存在しますが、申請受付の考え方として、賃上げと物価高は別々に受付するのではなく同時に受付可能かつ賃上げが審査OKであれば物価高も審査OKとなる考え方で相違ないでしょうか。	申請受付は、申請者の負担を減らせるように、同時に受け付けるような点も含めてご提案下さい。ただし、賃上げ支援事業と物価高支援事業は、申請範囲が異なることや、支給要件が異なるため、賃上げが審査OKであれば、物価高も同時に審査OKにはなりません。それぞれの要件を確認し、審査する必要があります。
19	委託仕様書 5 業務の内容 (4)申請の受付・審査等 ①申請書類の受付 (7)賃金改善報告	実績報告の受付について、以下のいずれの運用となるかご教示ください。 ① 交付決定通知書を送付済の医療機関のみ実績報告の受付が可能 ② 医療機関からの給付金の申請受付と同時に、実績報告の受付も可能	基本パターンは①を想定しますが、受付開始のタイミングによっては、医療機関側が実績報告できる可能性があるため、②の運用でもかまいません。ただし、申請にあたり、実績報告は必須ではないため、その点留意するようにしてください。詳細の運用方法については受託者と協議の上決定します。
20	委託仕様書 5 業務の内容 (4)申請の受付・審査等 ②審査事務	賃上げ支援における審査項目(確認観点・判定基準)をご教示ください。	国実施要綱及びQAに基づき、県が作成する実施要綱及びQAを元に、申請者が補助要件を満たしているか審査していただきます。 [参考] ・国実施要綱 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001667380.pdf ・国QA https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001663238.pdf
21	委託仕様書 5 業務の内容 (6)請求書	請求書とは何でしょうか	給付金を受領するにあたり、交付決定者から提出を受ける請求書のことです。
22		仕様書内に記載されている"請求書"とは、厚労省の下記URL内の「交付要綱・事業1～2の申請様式等」にアップロードされている「都道府県から国への交付申請書・実績報告書」Excel内のsheet名:「支給申請書兼請求書(病院→国)」のフォーマットと同じ様式のもの指しておりますでしょうか? https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html	請求書の様式については、別途県が指定するものを使用します。作成中のため、完成次第、受託者と共有します。
23	委託仕様書 5 業務の内容 (7)賃金改善報告	報告書類の記載内容について定まっていましてご教示いただきたく存じます。	賃金改善報告書については、厚労省から別途示される様式を使用する予定のため、報告を受ける内容については現時点で未定です。
24		賃金改善報告が必要である場合、3号様式、3号様式別紙ともに「1名あたり平均額」と「職種内訳毎の報告」の2種の実績報告が必要である認識で合いますでしょうか?	
25		賃金改善報告で2種の報告が必要な場合、「職種内訳毎の報告」に記載のある、職種内訳について、報告が必要な職種全てを教えてください。また、医療機関は職種内訳毎の実績報告が必要である認識で合いますでしょうか。(複数の職種を人員が所属する場合は)	
26		医療機関からの実績報告には、厚労省HPの実績報告フォーマット(【参考】病院から国への交付申請・実績報告の内容)の第3号様式と同じ様式Excelが必要という認識で相違ございませんでしょうか。また、委託事業者から兵庫県様への納品データとしては、医療機関毎に報告された、第3号様式Excelファイル形式で提出が必要でしょうか。	
27		実績報告の受付について、報告受付単位は、法人単位ではなく医療機関施設単位での申請受付という理解で合いますでしょうか。	
28	委託仕様書 (8)返還業務等	返還処理対応になる件数を貴県ではどの程度と想定されていますでしょうか。	少数を想定しています。